

様式第2号（第7条関係）

処分基準整理票

処分の内容	駐車の拒否、禁止行為、供用の休止			
根拠法令及び条項	蓮田市営駐車場設置及び管理条例第10条、第11条、第12条			
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第1号に該当） 公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第1号に該当）			
	【内容】 （※処分基準を公表する場合のみ記載すること。） (駐車の拒否) 第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場における駐車を拒否することができる。 (1) 発火性、引火性又は爆発性の物品その他危険物を積載しているとき。 (2) 駐車場の構造又は管理上駐車させることが不適当と認めるとき。 (3) この条例、この条例に基づく規則その他市長が駐車場の管理に関し定めた事項に違反し、又は駐車場の係員の指示に従わないとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。 (禁止行為) 第11条 駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。 (1) 他の自動車の駐車を妨げること。 (2) 駐車場の施設若しくは設備又は駐車中の自動車を損傷し、又は滅失するおそれのある行為をすること。 (3) 火気を使用すること。 (4) 著しく騒音を発すること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。 (供用の休止) 第12条 市長は、駐車場の補修その他管理上の必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。			
	処分基準設定年月日	令和6年4月1日	処分基準最終変更年月日	年 月 日
	所管部署	教育委員会生涯学習部社会教育課		

備考	
----	--

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。